

10201

群馬県

前橋市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H28.4 H28.9 H31.3 改正	<p>(優遇措置の指定の要件)</p> <p>&lt; 共通 &gt; 対象施設: 工場、物流施設、研究施設、本社、データセンター、地区計画適合施設(ローズタウンF地区内で住宅用途除く)、事務所(常時勤務者 30 名以上)</p> <p>(1) 産業用公有地(注1)を取得し、対象施設を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地 2,000 m<sup>2</sup>超取得</li> </ul> <p>(2) 産業用公有地(注1)を市又は県と事業用定期借地権契約を行い、対象施設を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地 2,000 m<sup>2</sup>超取得</li> </ul> <p>(3) 工業団地等(注2)を取得し、対象施設を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地 2,000 m<sup>2</sup>超取得</li> <li>・対象施設延べ床面積 1,000 m<sup>2</sup>超</li> <li>・当該新設等に係る投下固定資産総額 1 億円超</li> </ul> <p>(4) 工業団地等(注2)空き施設を取得し、事業開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地 2,000 m<sup>2</sup>超取得</li> <li>・対象施設延べ床面積 1,000 m<sup>2</sup>超</li> <li>・当該新設等に係る投下固定資産総額 1 億円超</li> </ul> <p>(5) 工業団地等(注2)を事業用定期借地権にて借り受け、対象施設を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地 2,000 m<sup>2</sup>超取得</li> <li>・対象施設延べ床面積 1,000 m<sup>2</sup>超</li> <li>・当該新設等に係る投下固定資産総額 1 億円超</li> </ul> <p>(注1) は、市又は県が産業用地として分譲等をするもの</p> <p>(注2) 本市区域内の工業専用地域、工業地域、工業団地のうち、民間企業等が所有している</p>	<p>(助成金の種類等)</p> <p>○施設設置助成金</p> <p>※(2)、(5)は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税等相当額、都市計画税相当額を5年間、(注2)のみ3年間(ただし3年目は4分の3、4年目は4分の2、5年目は4分の1相当額)</li> </ul> <p>○事業促進助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所税相当額を5年間、(注2)のみ3年間(ただし3年目は4分の3、4年目は4分の2、5年目は4分の1相当額)</li> </ul> <p>※事業所税減免を受けた場合は、減免額に相当する額を差し引く</p> <p>○雇用促進助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋市民新規雇用者、転勤し前橋市民となった者1人当たり 20 万円(上限 500 万円)</li> </ul> <p>○用地取得助成金</p> <p>※(1)のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地用地費 10%(上限1億円)</li> </ul> <p>○埋蔵文化財発掘調査助成金</p> <p>※(1)のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋蔵文化財発掘調査費の 50%(上限 1,000 万円)</li> </ul>

		土地	
企業誘致促進資金融資制度実施要綱	H14.4 H28.4 一部改正	○企業立地促進条例指定業者	融資 ○企業誘致促進資金 ・融資限度額 6億円 ・融資期間 12年以内 (内据置2年以内) ・融資利率 年1.5%以内 (保証付1.1%以内)
前橋市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例	H28.9 H30.6 一部改正 R2.6 一部改正	○地域再生法に基づく特定業務施設整備計画の認定	【固定資産税軽減税率】 ○移転型 ・開始年度:0 ・第2年度:1/4 ・第3年度:1/2 ○拡充型 ・開始年度:0 ・第2年度:1/3 ・第3年度:2/3

10202

群馬県

高崎市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
産業立地振興 奨励金交付要 綱	H17.10 H30.4 改正	○対象区域 市内全域 ○対象業種 全業種 ○対象施設 事務所、研究所、工場、物 流センター、卸売り店 舗、中心市街地活性区 域内の1千㎡を超える小 売店舗 ○投下固定資産額 5,000 万円以上	1.施設設置奨励金 対象施設の立地形態により、以下のとおり ①新規立地 ・新たに取得した土地、建物、償却資産にかかる固定資産 税、都市計画税、事業所税(資産割)相当額5年間 ②準新規立地(平成 24 年1月1日以前に取得した土地に新 設) ・新たに取得した土地、建物、償却資産にかかる固定資産 税、都市計画税、事業所税(資産割)相当額3年間 ③定期借地権による立地 ・新たに取得した建物、償却資産にかかる固定資産税、都市 計画税、事業所税(資産割)相当額 3年間及び土地の賃 借料の3分の1(限度額1千万円) ④居抜き型立地(空き事業所の土地・建物及び設備を取得し て、事業を開始) ・新たに取得した土地、建物、償却資産にかかる固定資産 税、都市計画税、事業所税(資産割)相当額3年間 ⑤テナント立地(土地・建物を賃借し、設備を取得して操業) ・新たに取得した償却資産にかかる固定資産税、都市計画 税、事業所税(資産割)相当額3年間及び土地・建物の賃 借料の3分の1(限度額1千万円) ⑥企業合併等に伴う事業継続による立地(企業買収) ・新たに取得した土地、建物、償却資産にかかる固定資産 税、都市計画税、事業所税(資産割)相当額3年間 ⑦建替え又は増設による立地(同一敷地内、又は一団の土 地に建替え又は増設で、事業を開始するもの) ・新たに取得した建物、償却資産にかかる固定資産税、都市 計画税、事業所税(資産割)相当額 3年間及び新たに建 設した建物の固定資産評価額の10%相当額(限度額なし) 2.雇用促進奨励金 ・立地に伴い、新たに雇用した常用雇用者で1年以上継続し て雇用された高崎市民1人につき 20 万円(限度額2千万

			円)を1回交付
			3.緑地推進奨励金 ・立地に伴い、緑地及び環境施設(太陽光発電設備等)の設置に要した費用の2分の1(限度額2千万円)を1回交付
中小企業等振興資金融資促進規則	H14.3 H24.4 改正 H25.4 改正	○市内へ立地するための土地取得資金及び土地取得に伴う建物及び設備の取得資金 ○市内事業者が、現在の敷地内で建物の建替え、増築するために必要な資金、及び建替え、増築に伴う設備の取得資金	融資 ○ビジネス立地資金 融資限度額 10億円 融資期間 15年以内(内据置4年以内) 融資利率 年1.3%以内(保証付0.9%以内)
高崎市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例	H28.2 H30.6 一部改正	○地域再生法に基づく特定業務施設整備計画の認定	<b>【固定資産税軽減税率】</b> ○移転型 ・開始年度:0 ・第2年度:1/4 ・第3年度:1/2 ○拡充型 ・開始年度:0 ・第2年度:1/3 ・第3年度:2/3

10203

群馬県

桐生市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域未来投資促進法の基本計画対象事業</li> <li>・地域経済牽引事業計画の承認</li> <li>・土地・建物の取得価格の合計額1億円以上 ただし、農林漁業関連業種5千万円以上</li> </ul>	—	課税免除	固定資産税	3年間
本社機能(特定業務施設)の移転及び拡充を行う事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年3月31日までに群馬県の「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けていること</li> <li>・認定の日から2年間の間に特定業務施設を新設または増設し、取得した減価償却資産の取得価格の合計が、3,800万円以上であること(中小企業にあたっては1,800万円以上)</li> </ul>		不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
桐生市板橋上赤坂工業団地及び下田沢工場適地に係る企業立地促進助成金交付要綱	H22.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度の固定資産税を完納</li> <li>・土地取得の日から1年以内に構築物の建築に着手</li> </ul>	助成金 固定資産税相当額(土地・家屋・構築物)(3年間)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事代金の全額支払完了</li> <li>・敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・投下固定資産額 1,000 万円以上</li> </ul>	固定資産評価額の 4/100(建物) 400 万円限度
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場立地法又は工場立地適正化条例に定める基準の緑地設置</li> <li>・敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>	法又は条例の基準を上回る緑地設置費用の 30/100 300 万円限度
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市在住者を操業日までに新規雇用</li> <li>・新規雇用者、当該事業所に勤務するため新たな</li> </ul>	新規雇用者数×10万円 200万円限度(1事業者1回)

		<p>に市内に住所を有することになった者が6ヶ月以上継続して雇用され、市に居住</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システムを操業開始時から使用するため設置</li> <li>・商用電力系統と連携</li> <li>・電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約締結</li> </ul>	<p>太陽光発電システム設置に係る費用から団体等からの補助金を差し引いた額の20/100</p> <p>300万円限度</p>
桐生市工場立地法に基づく地域準則条例	H24.12	<p>一定規模以上(敷地面積が 9,000 m<sup>2</sup>以上又は建築面積の合計が3,000 m<sup>2</sup>以上)の工場を設置しようとするものに対し、工場立地法の規定に代えて適用すべき準則を定める。</p>	<p>○準工業地域</p> <p>緑地面積率 10/100 以上</p> <p>環境施設面積率 15/100 以上</p> <p>○工業地域及び工業専用地域</p> <p>緑地面積率 5/100 以上</p> <p>環境施設面積率 10/100 以上</p> <p>○別表に定める地域</p> <p>緑地面積率 5/100 以上</p> <p>環境施設面積率 10/100 以上</p> <p>○用途指定外区域</p> <p>緑地面積率 10/100 以上</p> <p>環境施設面積率 15/100 以上</p>
桐生武井西工業団地に係る企業立地促進助成金交付要綱	H30.4	<p>桐生武井西工業団地を桐生市土地開発公社から取得した事業者</p> <p>1 固定資産税助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度の固定資産税を完納</li> <li>・土地取得の日から1年以内に事業所等の建築に着手</li> </ul> <p>2 建物建設助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事代金全額支払完了、投下固定資産額 1千万円以上</li> </ul> <p>3 緑地設置助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該設置代金全額支払完了</li> <li>・桐生武井西工業団地地区地区計画に定める基準以上の緑地設置</li> </ul> <p>4 雇用促進助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市在住者を操業日までに新規雇用</li> <li>・新規雇用者、当該事業所に勤務するため新た</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税相当額</li> <li>・交付期間:3年</li> <li>・建物固定資産評価額 4/100</li> <li>・限度額:400万円</li> <li>・法又は条例の基準を上回る緑地設置費用の 30/100</li> <li>・限度額:300万円</li> <li>・新規雇用者×10万円</li> <li>・限度額:200万円※1事業者1回</li> </ul>

		<p>に市内に住所を有することになった者が6ヶ月以上継続して雇用され、市に居住</p> <p>5 太陽光発電システム設置助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システムを操業開始時から使用するため設置、商用電力系統と連携、電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約締結</li> <li>・当該設置代金金額支払完了</li> <li>・当該事業所等で使用するために設置</li> <li>・操業開始時までには工事着手</li> </ul> <p>6 用地取得助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該土地代金を全額支払完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システム設置に係る費用から団体等からの補助金を差し引いた額の20/100</li> <li>・限度額:300万円</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用地取得価格の5/100</li> </ul>
--	--	--	---

10204

群馬県

伊勢崎市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件		内 容	
企業立地促進奨励 金交付要綱	H26.4改正	次の要件をすべて満たすもの。		奨励金 ○操業後に賦課された固定資産税及び都市計画税の納税額の 1/2 (対象:土地・建物・償却資産、増設の場合は土地を除く) ※3年	
		○日本標準産業分類に掲げる製造業、道路貨物運送業、卸売業等で、市民税特別徴収事業者であり、市税の滞納がないもの。			
		<b>【新設の場合】</b> ○下記のいずれかの土地を取得し、建物のない当該土地に工場等を新設すること。 ※市内に別の事業所がある事業者も対象 (1) 工業専用地域又は工業地域に、3,000 m <sup>2</sup> 以上の土地を新たに取得(製造業のみ) (2) (1)外の地域に、6,000 m <sup>2</sup> 以上の土地を新たに取得(製造業のみ) (3) 群馬県企業局が造成した工業団地等を当該企業局から取得  ○用地取得日または都市計画法第 36 条 2 項の検査済証の交付を受けた日から3年以内に操業開始	<b>【増設の場合】</b> ○従業員を 50 人以上雇用している工場立地法の届け出事業者で、同一敷地内に建築面積 500 m <sup>2</sup> 以上の工場を増設すること(工事完了後、1年以内に操業開始)。  ○増設前の工場等で従業員(派遣労働者を除く)を 50 人以上雇用していること。  ○2人以上の市内在住者を新たに常時雇用し、6か月以上継続雇用していること。 (雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者及び厚生年金保険法第9条に規定する被保険者に該当する者であって、労働契約期間の定めがないもの。)		
<b>【雇用】</b> ○対象事業		市内在住者で新たに常時雇用した者及び転入者1			



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設の補助要件を満たしていること。</li> <li>・下記のいずれかの要件を満たしていること。</li> </ul> <p>(1) 市内在住者を新たに常時雇用し、6か月以上継続雇用していること。</p> <p>(2) 既に市外の工場等で常時雇用されている者が、市内に住所を移し(転入者)、新設された工場等で6か月以上継続して勤務していること。</p> <p>(雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者及び厚生年金保険法第9条に規定する被保険者に該当する者であつて、労働契約期間の定めがないもの。)</p>	<p>人につき 20 万円</p> <p>※1回限り(新設の補助の初回申請時)</p>
--	--	---	---

10205

群馬県

太田市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
太田市中心企業設備資金融資要綱	H6.4 要綱 (旧) H17.3 要綱 (現行)	<ul style="list-style-type: none"><li>・中小企業(市内で1年以上継続して同一事業を営み市税を完納しているものに限る)が市内に施設・設備等を設置しようとする場合</li><li>・中小企業(1年以上継続して同一事業を営んでいるものに限る)が他市町村から市内の工業団地等に進出しようとする場合</li></ul>	近代化資金 <ul style="list-style-type: none"><li>・限度額3千万円</li><li>・期間 10 年以内</li><li>・利率年 1.6%以内</li></ul> ※保証料全額補助

10206

群馬県

沼田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
旧沼田市、旧白沢村の全域 製造業	2,500 —	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域 製造業、情報通信技術利用事業、旅館業 ※旧利根村の全域	2,700 —	課税免除	固定資産税	3年間
・「地域経済牽引事業計画」の県による承認。 ・事業の先進性について国の確認。 地域経済牽引事業の承認要件 ①地域未来投資促進法の群馬県基本計画の地域特性を活かした事業分野のいずれかに当てはまること。 ②高い付加価値(増加分4,300万円以上)を創出すること。 ③いずれかの経済的効果が見込まれること。 ・取引額 2.5%増加 ・売上 2.5%増加 ・雇用者数 7.8%増加 ・雇用者給与等支給額 2.1%増加	—	課税免除	固定資産税	3年間
・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
沼田市企業誘致 推進条例	H2.3 制定 H27.9 全部改正 R2.3 一部改正	○業種 製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、宿泊業・飲食サービス業(旅館・ホテルに限る) ○工場等の新設又は増設 ①3,000 m <sup>2</sup> 以上の土地を取得し、	○用地取得助成金 用地取得額の10%(1,000円/m <sup>2</sup> 、総額5,000万円を上限) ○施設設置助成金 固定資産税及び都市計画税相当額(3年間) ○雇用促進助成金

		<p>建築面積 500 ㎡以上の事業用施設の建設に着手すること</p> <p>②市有地を使用し、当該市有地を敷地とする建築面積 500 ㎡以上の事業施設の建設に着手すること。</p> <p>○本社機能の移転</p> <p>市外から本社機能を移転し、商業登記法に規定する本店を市内に登録をすること(雇用促進助成金のみ対象)</p>	<p>新規雇用者1人につき10万円(1事業者1回限り、500万円を上限)</p>
沼田市工場立地法に基づく地域準則条例	H28.3 制定	<p>○一定規模以上(敷地面積が9,000 ㎡以上又は建築面積の合計が3,000 ㎡以上)の工場を設置しようとするものに対し、工場立地法の規定に代えて適用すべき準則を定める。</p>	<p>○準工業地域</p> <p>緑地面積率 10/100 以上</p> <p>環境施設面積率 15/100 以上</p> <p>○工業地域及び工業専用地域</p> <p>緑地面積率 5/100 以上</p> <p>環境施設面積率 10/100 以上</p> <p>○別表に定める地域</p> <p>緑地面積率 5/100 以上</p> <p>環境施設面積率 10/100 以上</p> <p>○用途指定外区域及び都市計画区域外</p> <p>緑地面積率 10/100 以上</p> <p>環境施設面積率 15/100 以上</p>

10207

群馬県

館林市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
館林市中小企業融資 条例施行規則	H21.4 H28.4 H31.4 R2.5 一部改正	<p><b>【対象者】</b></p> <p>(1) 市内に事業所、店舗又は工場を有し、同一の事業をおおむね1年以上営んでいること。(企業誘致に係る中小企業者について、市内での1年以上の営業実績は要しない)</p> <p>(2) 市税等において未納のないこと。</p> <p>(3) 許可、認可等を必要とする事業を行っている者にあつては、当該許可、認可等を受けていること。</p> <p>(4) 市内に設備を設置又は購入するもの。</p>	<p>融資(経営振興資金)</p> <p>○融資限度額 5,000万円</p> <p>融資期間 10年</p> <p>融資利率 年1.7%</p> <p>○資金使途</p> <p>(1) 工場、店舗、事務所その他の事業所を新增改築するための資金</p> <p>(2) 生産、販売等の機械設備を設置改善するための資金</p> <p>(3) 公害防止施設、設備等を設置改善するための資金</p> <p>(4) 労働福祉施設、設備等を設置改善するための資金</p> <p>(5) 営業用車両を購入するための資金</p> <p>(6) 太陽光発電設備、高効率照明設備、高効率空調設備、コ・ジェネレーションシステム、低公害車、自家発電設備等の省エネルギーに関する設備を導入するための資金</p> <p>(7) 上記に直接必要な土地等の購入資金</p>
館林市経営振興資金 利子補給規則	H28.4 R2.4 一部改正	<p>○経営振興資金を借り受けた市で定める中小企業者</p>	<p>利子補給</p> <p>○融資を受けた月から2年間の支払利子額の100%を補給(令和2年4月から令和3年3月までに経営振興資金を利用した場合)</p>

10208

群馬県

渋川市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
渋川市工場等設置奨励条例及び施行規則	H18.2 H22.1 拡充 H24.4 改正 H27.4 全部改正 H28.4 改正 H31.4 改正	○対象工場 ・製造業、道路貨物運送業、倉庫業、 こん包業又は卸売業、情報通信技 術利用事業又は情報処理サービ ス業、試験研究施設 ○指定基準 ・投下固定資産額5千万円以上、市税 に未納がないこと ・工場等の新設の場合 常時雇用従業 員15人以上であること又は新規雇用5 人以上 ・工場等の増設の場合 新規雇用(市 内在住者)2人以上	奨励金 ○固定資産税相当額 ・新設の場合 限度額 500 万円限度/年 5年間 ・増設の場合 限度額 300 万円限度/年 3年間 ○雇用促進奨励金 新規雇用者×10 万円(500 万円限度) ※新規雇用了本市に居住する従業員のう ち、事業開始から6ヵ月以上継続して雇用し ていること(1回限り)

10209

群馬県

藤岡市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
藤岡市企業誘致促進条例	H15. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○製造業、情報通信業、運輸業、サービス業、研究施設等</li> <li>○事業所の新設 1,000㎡以上 投下固定資産 1億円以上 新規雇用 5人以上</li> <li>○事業所の増設 50%超の建物増築 投下固定資産 1億円以上 新規雇用 10人以上</li> <li>○事業所の購入・賃貸 1年以内事業開始 新規雇用 10人以上</li> <li>○ソフトウェア業、自然科学研究所の新設 投下固定資産 1億円以上 200㎡以上 常時従業者5人以上かつ新規雇用有</li> <li>○製造業の研究施設の新設 投下固定資産 1億円以上 1,000㎡以上 常時従業者20人以上かつ新規雇用有</li> <li>○工業団地(県・市・市土地開発公社が分譲・賃貸する団地)に立地する企業</li> </ul>	奨励金 ○事業所設置奨励金 固定資産税・都市計画税 相当額範囲内 1年度 80/100 2年度 50/100 3年度 30/100 4年度 20/100 5年度 20/100
			奨励金 ○雇用促進奨励金 新規雇用者×10万円 (500万円限度)
			助成金 ○緑地設置助成金30%補助 (300万円限度)

10210

群馬県

富岡市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域未来投資促進法の同意基本計画対象業種</li> <li>・地域経済牽引事業計画の承認</li> <li>・土地・建物の取得価格の合計額1億円以上</li> <li>・先進性の確認申請書の承認</li> </ul> ただし、農林漁業関連業種5千万以上	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
富岡市企業誘致条例  ※地域未来投資促進法(旧企業立地促進法)の規定による固定資産税の課税免除を受け固定資産については、対象外	H18.3 H20.3 改正 H28.1 改正	○土地の取得又は賃貸 ・用地取得 1,000 m <sup>2</sup> 以上 (中小企業 500 m <sup>2</sup> 以上) ・投下固定資産 2,500 万円以上 (中小企業 1,000 万円以上) ・新規雇用 市内在住5人以上 (中小企業 市内在住2人以上) ・3年以内に操業	○施設新增設助成金 固定資産税相当額(3年間) 限度額なし ※ただし、賃貸部分を除く ○雇用促進助成金 新規雇用のうち市内在住者1人当たり20万円 限度額なし ○移住促進助成金 新規雇用者が3年以内に市内に住居を取得した場合、1人当たり30万円
		上記以外で、製造業に属する企業で ・投下固定資産 2,500 万円以上 (中小企業 1,000 万円以上)	○施設設置費助成金 固定資産税相当額の1/2 (3年間)
富岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例	H28.3 H30.9 一部改正	○地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定	○固定資産税軽減税率 ・開始年度:1/10 ・第2年度:1/4 ・第3年度:1/2



10211

群馬県

安中市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
県・市から土地を取得し、操業(製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業)	—	課税免除	固定資産税	3年間
・地域未来投資促進法の同意基本計画対象業種 ・地域経済牽引事業計画の承認	—	課税免除	固定資産税	3年間
・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
安中市工業団地工場移転事業に伴う助成条例	H18.3	○工業団地への市内中小企業移転	融資 ○利子補給 年間 200 万円限度 期間 5年
安中市企業誘致促進条例	H18.3	○県・市から土地取得し、操業(製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業) ○雇用促進奨励金は市内居住、1年以上の継続雇用 ○工場等関連施設整備奨励金は 1件 200 万円以上の施設	奨励金 ○雇用促進奨励金 新規雇用者1人当たり10万円 限度額 1,000 万円 ○用地取得奨励金 1㎡当たり 3,000 円 限度額 1億 5,000 万円 ○工場等関連施設整備奨励金 工場等関連施設整備費の 1/2 限度額 2,000 万円

10212

群馬県

みどり市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域(東町)における固定資産税の課税免除の実施 ※過疎地域において、一定の要件を満たした家屋や償却資産、土地を取得した場合	—	課税免除	固定資産税	3年間
・地域再生法に基づく地方拠点整備に伴う固定資産税の不均一課税の実施 ※群馬県の地域再生計画「群馬県地域地方活力向上地域特定業務施設整備推進プロジェクト」に従って、本社等の特定業務施設を整備した場合		不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
みどり市企業立地促進条例	H22.7	①事業所用地3,000㎡以上取得(市内事業所の増設・移設の場合、1,000㎡以上) ②用地取得から3年以内に操業 ③投下固定資産額3,000万円以上(市内事業所の増設・移設の場合、1,000万円以上) ④新規地元常用従業者を5人以上雇用(市内事業所の増設・移設の場合、2人以上)  ※新設は上記すべて該当、市内事業所の増設・移設はすべて該当、または①②③に該当	奨励金 ○企業立地促進奨励金 立地に伴い取得した固定資産に係る固定資産税相当額 (3年間)限度額なし ○雇用奨励金 新規地元常用従業者×20万円 (3年間)限度額なし  ※都市計画マスタープランに設定された工業系ゾーン及び工業系土地利用誘導ゾーンに企業立地した場合は5年間

10344

群馬県

榛東村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
・大規模太陽光発電設備等(最大出 500kw以上の発電設備)を設置した事業 者		課税免除	固定資産税	3年間
・地域未来投資促進法の同意基本計画 対象業種 ・地域経済牽引事業計画の承認 ・土地・建物の取得価格の合計額 1 億円 以上 ただし、農林水産関連業種 5000 万円以 上 ・先進性の確認申請書の承認		課税免除	固定資産税	3年間

10345

群馬県

吉岡町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	—			

10366

群馬県

上野村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
過疎地域 新增設	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
工場誘致条例	S44.6	○新增設 投下固定資本額 500 万円以上 従業員 30 人以上	奨励金 ○1,000 円/坪(100 万円限度)

10367

群馬県

神流町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設 —	—	課税免除	固定資産税	3年間
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域未来投資促進法の同意基本 計画対象業種</li> <li>・地域経済牽引事業計画の承認</li> <li>・土地・建物の取得価格の合計額 1 億円以上</li> </ul> ただし、農林水産関連業種 5000 万 円以上		課税免除	固定資産税	3年間
<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進性の確認申請書の承認</li> </ul>				

10382

群馬県

下仁田町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域における新增設	—	課税免除	固定資産税	3年間
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域未来投資促進法の同意基本計画対象業種</li> <li>・地域経済牽引事業計画の承認</li> <li>・土地・建物の取得価格の合計額 1 億円以上</li> </ul> ただし、農林水産関連業種 5000 万円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定</li> </ul>	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
下仁田町新卒者雇用促進事業補助金交付要綱	H29.3 要綱	若年層の雇用拡大と定住化促進を図ることを目的に、大学等新卒者を新たに雇用した町内事業主に対して補助金を交付	新卒者(町内在住)を新たに雇用した場合 1 人当たり 25 万円を補助

10383

群馬県

南牧村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
過疎対策条例	S54.6	○商工業その他過疎防止事業 ○5人以上雇用	利子補給 ○5年間、年5%以内



10384

群馬県

甘楽町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
農工地区 新増設	—	課税免除	固定資産税	3年間
<b>【対象要件】</b> ・1,000 m <sup>2</sup> 以上(中小企業等にあつては 500 m <sup>2</sup> 以上)の土地を購入し、新設又は増設する企業 ・土地を取得した日の翌日から起算して3年以内に設置した施設等を操業し、又は業務を開始 ・投下固定資産(土地を除く)の額が2,000万円以上(中小企業等にあつては1,000万円以上) ・町内に住所を有する従業員が5人以上(中小企業等にあつては2人以上)		企業誘致促進事業補助金 ①固定資産税相当額(3年間) ②下水道事業受益者負担金(分担金)相当額2分の1 ③新規雇用者 ・町内移住者雇用1人10万円 ・町内在住者雇用1人8万円		
<b>【対象要件】</b> ・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた者 ・特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価格の合計額が3千8百万円以上		不均一課税・税率 開始年度:0.14/100 第2年度:0.35/100 第3年度:0.70/100	固定資産税	3年間
<b>【対象要件】</b> ・地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣の認定を受けたもの ・事業のための土地・家屋・構築物で取得価格の合計額が1億円以上 ・基本計画の同意の日から5年以内の取得		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
甘楽町若年者ふるさと就職支援事業補助金交付要綱	H27.12 要綱	若年者の雇用拡大と定住化促進を図るため、大学等の新卒者を新たに雇用した町内事業主に対して、補助金を交付	新卒者(町内在住)を新たに雇用した場合 1人当たり25万円を補助

10421

群馬県

中之条町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域(町全域) 新增設 製造業、情報通信技術利用業、旅館業	—	課税免除	固定資産税	3年間
農工地区 3,000 新增設 金属・家具製造業等	(道路貨物運送業、倉庫業、 こん包業又は卸売業に 限っては、15人以上の雇 用者の増加が伴うもの)	課税免除	固定資産税	3年間
新設に限る 10,000 (農林漁業関連業種 5,000) ※土地・建物の取得価格の合計額・地域未来 法に基づく同意基本計画の対象業種・地域経 済牽引事業計画の承認	—	課税免除	固定資産税	3年間
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が 3,800 万円(中小企業者にあつては、1,900 万円)以上</li> <li>・移転型:東京 23 区から本社機能の移転を伴う特定業務施設の整備</li> <li>・拡充型:対象地域内における特定業務施設の整備</li> <li>・特定業務施設とは、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のいずれかを有する事務所等重要な役割を担う事業所。工場及び営業所は含まない。</li> </ul>		不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
中之条町企業誘致等促進条例	S60.3	○新設に限る 投下固定資本額 2,000 万円以上 敷地面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上 従業員 30 人以上	奨励金 ○固定資産税相当額(3年間) 投下固定資産額の 1/20(5,000 万円限度)

10424

群馬県

長野原町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
長野原町工場設置 奨励条例	S57.3	○新增設 投下固定資本額 1,000 万円以上 従業員 15 人以上	奨励金 固定資産税相当額(5年間) ① 100/100 以内 ② 80/100 以内 ③ 70/100 以内 ④ 60/100 以内 ⑤ 50/100 以内

10425

群馬県

嬭恋村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設	—	課税免除	固定資産税	3年間

10429

群馬県

東吾妻町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 — 新増設	—	課税免除	固定資産税	3年間
・承認地域経済牽引事業計画に係る法第4条第6項の規定による同意を得た基本計画における促進区域においてその地域経済牽引事業に属する事業のための施設のうち法第25条の地方公共団体等を定める商令第2条に定めるものを促進区域内に設置した事業者	—	課税免除	固定資産税	3年間
・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定  地域再生法第17条の2第1項第1号及び第2号に掲げる事業に該当する場合に固定資産税の不均一課税を実施	—	不均一課税 ○第1号に掲げる事業 ・開始年度:0 ・第2年度:1/4 ・第3年度:1/2 ○第2号に掲げる事業 ・開始年度:0 ・第2年度:1/3 ・第3年度:2/3	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H25.3	(優遇措置の指定の条件) (1) 事業の新設に係る投下固定資産額が2,000万円以上で新規雇用者(町内に住所を有する者)3名以上 (2) 事業所の増設・移転で投下固定資産額が2,000万円以上でこれに伴う常時雇用す	(助成金の種類) ○施設設置奨励金 固定資産税相当額 (3年間) ○事業所等用地取得補助金

		る従業員の雇用増加(町内に住所を有する者)1名以上	事業所建設のため取得した土地取得価格の1/2 1,000万円限度  ○事業所等関連施設整備費 補助金 事業所建設のための投資額の1/2 1,000万円限度
--	--	---------------------------	--

10443

群馬県

片品村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設	—	課税免除	固定資産税	3年間

10444

群馬県

川場村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業誘致奨励金交付条例	H21.3	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業所の新規雇用者が5人以上</li><li>・村内に設置した土地、家屋及び償却資産の取得価格の合計が1億円以上</li></ul>	指定事業者が村内に設置した事業所に係る土地、建物及び償却資産に対して賦課される固定資産税に相当する額を初年から3年間交付する。 農業、林業、一般飲食店、旅館・ホテル医療、福祉、その他村長が認める産業を対象とする。
川場村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例	H30.4	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域未来投資促進法の同意基本計画対象業種</li><li>・地域経済牽引事業計画の承認</li><li>・土地・建物の取得価格の合計額 1 億円以上</li></ul> ただし、農林水産関連業種 5000 万円以上 <ul style="list-style-type: none"><li>・先進性の確認申請書の承認</li></ul>	固定資産税課税免除(3年間)



10448

群馬県

昭和村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域未来投資法の同意基本計画対象業種</li><li>・地域経済牽引事業計画の承認</li><li>・地域経済牽引事業の国の先進性の確認</li><li>・国の先進性の確認を受けた事業における土地・建物・構築物の取得価格の合計額1億円超(ただし、農林漁業関連業種5千万円超)</li></ul>	—	課税免除	固定資産税	3年間

## 〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地域</li> <li>・2,700 万円超</li> <li>・製造業、農林水産物等販売業、旅館業</li> </ul>	—	課税免除	固定資産税	3年間
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域未来投資促進法の同意基本計画対象業種</li> <li>・地域経済牽引事業計画の承認</li> <li>・事業の先進性について国の確認</li> <li>・家屋、構築物、これらの敷地である土地の取得価格の合計額1億円超(ただし、農林漁業関連業種5千万円超)</li> </ul>	—	課税免除	固定資産税	3年間

## 〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
工場設置奨励条例	H17.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○固定資産投資額 5,000 万円以上</li> <li>○常時使用従業員数 20 人以上</li> </ul>	奨励金 ○固定資産税相当額 70/100、5年間
			補助金 ○交通・水道・工場排水等施設整備(固定資産税相当額範囲内)補助 ※補助した場合、奨励金なし

10464

群馬県

玉村町

1

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域未来法の同意基本計画対象業種</li> <li>・地域経済牽引事業計画の承認</li> <li>・土地・建物の取得価格の合計額1億円以上 ただし、農林漁業関連業種5千万円以上</li> </ul>	—	課税免除	固定資産税	3年間
<p>対象地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクトにおける指定区域</li> <li>【移転型・拡充型共通】大字上福島の一部、上茂木の一部、川井の一部、下新田の一部、下茂木の一部、箱石の一部、樋越の一部、福島の一部</li> </ul> <p>対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が3,800万円 (中小企業者にあつては、1,900万円)以上</li> <li>【移転型】東京23区から本社機能の移転を伴う特定業務施設の整備</li> <li>【拡充型】対象地域内における特定業務施設の整備</li> </ul> <p>対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定業務施設整備計画の認定事業者</li> </ul>	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H23.3 (H23.4.1 施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所用地 3,000 m<sup>2</sup>以上取得し、用地取得から1年以内に建設に着手【新設のみ】</li> <li>・投下固定資産額               <ul style="list-style-type: none"> <li>【新設】1億円以上</li> <li>【増設・移転】5千万円以上</li> </ul> </li> <li>・企業立地に係る事業所について、公害の発生のおそれがないこと、又は公害の発生の防止に必要な措置を講じていること</li> </ul>	企業立地奨励金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税相当額</li> <li>・交付期間3年</li> <li>・限度額 1,500 万円/年</li> </ul>

10521

群馬県

板倉町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域未来法の同意基本計画対象業種</li> <li>・地域経済牽引事業計画の承認</li> <li>・土地・建物の取得価格の合計額1億円以上 ただし、農林漁業関連業種5千万円以上</li> </ul>	—	課税免除	固定資産税	3年間
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の 認定</li> </ul>	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例	H22.3 H26.12 改正 H30.3 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業施設、商業施設</li> <li>○板倉ニュータウン産業用地進出企業</li> <li>○用地取得後3年以内に工事着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業施設立地促進奨励金(5年間)</li> <li>【日本標準産業分類に掲げる製造業に属する業種】</li> <li>・固定資産税額の15%</li> <li>【上記指定業種以外の業種】</li> <li>・固定資産税額の10%</li> <li>○商業施設立地促進奨励金(5年間)</li> <li>・固定資産税相当額(100%)</li> <li>○雇用促進奨励金</li> <li>・地元新規雇用×10万円(限度額300万円)1回限り</li> <li>○地球温暖化対策奨励金</li> <li>・新エネ法対象事業を支援</li> <li>・費用の30%(公費負担分除,限度額300万円)1回限り</li> <li>○緑地設置奨励金(商業施設のみ)</li> <li>・緑地設置費用の30%(上限300万円)1回限り</li> </ul>

10522

群馬県

明和町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業誘致促進条例	H21.9 ※H23.4.1 ※H27.6.9 条例改正	○明和第三工業団地及び明和大 輪西工業団地進出企業 ○取得の日以降3年以内に事業開 始	①事業所設置奨励金 ・固定資産税相当額(5年間) ②緑地設置奨励金 ・緑地設置費用の30%(上限300万円) ③雇用促進奨励金 ・地元新規雇用×10万円(同) ④地球温暖化対策奨励金 ・設備費用×30%(同) ※H23.4.1施行

10523

群馬県

千代田町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
工場緑化推進事業 補助金交付要綱	S50.9	○工場が総額 40 万円以上の緑化 事業実施 ○敷地面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上	○工場緑化推進事業補助金 一律 20 万円を交付

10524

群馬県

大泉町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大泉町産業立地振興奨励金交付要綱	H21.12.25 H30.3.30 改正	町内の工業専用地域又は工業地域に1,500㎡以上の用地を取得し、かつ1,500万円以上の事業所を新設又は取得し、引き続き所有。 対象業種は製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、貸倉庫業。	取得用地及び事業所の固定資産税・都市計画税の相当額を3年間交付
大泉町事業所用地活用奨励金交付要綱	H29.4.1 R2.3.30 改正	町内に事業所及び当該事業所のある一団の土地を所有し、かつ、当該土地に建築面積が500㎡以上の事業所を新たに建設し、又は増設し、引き続き所有。 対象業種は製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業、貸倉庫業、宿泊業、飲食サービス業。	新設又は増設した事業所の固定資産税・都市計画税の相当額を3年間交付
大泉町雇用奨励金交付要綱	H29.4.1	町民を新たに正規雇用従業員として雇用した町内に事業所を有する事業者。 新たに正規雇用した日から1年以上継続して雇用。	正規雇用従業員1人あたり10万円(障害者は15万円)を交付 ※1事業所あたり上限100人/年
大泉町設備導入奨励金	H17.3.31 H30.3.30 改正	町内において製造業に属する事業を行う者で、生産能力拡大のための設備、生産の合理化・省力化のための設備、新製品・新技術の研究開発のための設備を導入した者	対象設備に賦課された固定資産税に相当する額の9/10を交付 ※上限1,000万円
大泉町工場緑化推進補助金	H17.9.30 H18.10.1 改正	地域の生活環境との融和を目的として、1,000㎡以上の敷地を持つ既存工場が30万円以上の緑化事業を実施	一つの工場あたり9万5千円を交付



10525

群馬県

邑楽町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
邑楽町企業立地奨励金交付要綱	H31.4	<p>①町内に 5,000 平方メートル以上の土地を取得し、3年以内に事業開始すること</p> <p>②常時使用する従業員の数が 50 人（中小企業者にあつては 30 人）を超え、かつ5人（中小企業者にあつては 3人）以上の者を事業を開始した日から1年以内に新規に正規雇用すること</p> <p>③町税に係る申告をしており、かつ、滞納がないこと</p>	<p>○固定資産税奨励金 事業の用に供する土地に対して賦課される固定資産税相当額を3年間交付</p> <p>○雇用促進奨励金 町内在住者を、立地に伴い新規に正規雇用し、1年以上継続して雇用した場合、1人当たり10万円を交付（1事業者1回限り、限度額 300 万円）</p>
邑楽町中小企業振興資金融資促進条例	S48.4 条例	町内に店舗工場または事業所を有し、かつ、中小企業保険法に定める特定事業を行う者で、一年以上継続して同一業種に属する事業を行っていて、県税及び町税を完納している者	<p>邑楽町中小企業振興資金融資</p> <p><b>【設備資金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額:1500 万円</li> <li>・期間:8年</li> <li>・利率:長期プライムレートに連動(毎月変動)</li> </ul> <p><b>【運転資金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額:500 万円</li> <li>・期間:7年</li> <li>・利率:長期プライムレートに連動(毎月変動)</li> </ul>
邑楽町小口資金融資促進条例	H7.6 条例	<p>①町内に店舗工場または事業所を有し、かつ、中小企業保険法に定める特定事業を行う者</p> <p>②中小企業等協同組合が特定事業を行う者又はその構成員の2/3以上が特定事業を行う者</p> <p>③商工組合及び商工組合連合会が特定事業を行う者又はその構成員が特定事業を行う者</p> <p>上記①②③のいずれかに該当し、一年以上継続して同一業種に属する事業を行っていて、県税及び町税を完納</p>	<p>邑楽町小口資金・特別小口資金融資</p> <p><b>【設備資金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額:1250 万円</li> <li>・期間:8年</li> <li>・利率:年 7.5%以内(現状 3.0%)</li> </ul> <p><b>【運転資金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額:1250 万円</li> <li>・期間:6年</li> <li>・利率:年 7.5%以内(現状 3.0%)</li> </ul>

		している者	
--	--	-------	--